

令和8年度 市民舞台芸術創造支援事業 募集案内

応募締切 令和8年5月29日(金)必着

本補助事業は、今後の予算編成の状況によっては、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますので、あらかじめご了承の上、応募してください。また、内容の変更等が生じた場合には、応募書類の再提出や、関係書類・資料の追加提出を求めることもありますのでご承知おき願います。

飯田文化会館では、市民のみなさんの舞台芸術創造活動を支援します。詳細は下記をご覧ください。ご応募お待ちしております。

1. 目的

市民の生き活きとした暮らしと、世代を越えた感動と共感のある豊かな暮らしをつくるために、舞台芸術に関わる市民が、ともに繋がり刺激しあいながら取り組む技術向上事業と、創造事業を支援します。

2. 対象となる事業

(1) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に実施し、完了する事業

(2) 対象団体

①飯田市内で活動するアマチュア舞台芸術団体及びその連合体

※連合体は、同一ジャンルや異ジャンルによる複数の団体で構成され、構成団体に下伊那地域の団体を含むことも可とします。

②飯田市内または飯田市及び下伊那地域の小学校・中学校・高等学校の学校間で連携した団体（以下、学校間連携事業とする）

※人形劇に関する活動は、他の補助事業をご利用ください。詳しくはお問い合わせください。

(3) 対象事業

次の2つの事業を対象とします。いずれか1つを選択して応募してください。

なお、いずれもより多くの市民、特に小・中・高校生が参加できる事業形態であること(学校間連携事業を除く)、また活動の成果を広く市民に披露することを必須とします。

①技術向上事業

専門家(講師)による技術力向上を目的とした講習会等を実施し、成果を披露する活動等。

例) 基礎講習会、ワークショップ等を行ったのちに、その成果を披露する

②舞台芸術の創造事業

専門家(講師)を招聘し、一つの課題に取り組み成果を披露する活動等。

例) オーケストラとバレエの団体が、一つの作品に取り組み発表する。

複数の合唱団で一つの課題曲に取り組み発表する。

3. 対象とならない事業

- (1) 通常の団体の運営費で実施できる定例的な指導者を招聘した事業
- (2) 補助を受けなくても事業遂行が十分可能と認められる事業
- (3) 営利を目的とした事業
- (4) 参加者が特定の者に限られる事業
- (5) 既に飯田市から補助金や支援金の適用を受けている事業

4. 応募できる活動数

応募できる活動数は、1 団体につき 1 活動とします。

別の活動であっても重複しての応募はできません（個人での参加は可能です）。

5. 補助金の対象となる経費及び支援内容

関係経費については、実績報告時に申請団体名の宛名入り領収書(写し)の提出が必要となります。

○対象経費

- (1) 講師謝礼
- (2) 講師交通費（飯田市の旅費規程による）
- (3) 講師宿泊費（飯田市の旅費規程による）
- (4) 印刷製本費（参加者募集及び講習会開催に係るもの）
- (5) 会場使用料（市有施設を除く）

※予約は申請団体が行ってください。

※市有施設を使用する場合は、予約完了後、使用する施設等をお知らせください。

《交通費、宿泊費に関する補助対象経費の金額算出方法について》

交通費、宿泊費は「飯田市旅費規程」の金額を上限とします。以下を参考に算出してください。

▼飯田市旅費規程／第7条

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

○交通機関のある場合＝実費

○交通機関のない場合＝37 円（1 kmにつき）

○宿泊料 9,800 円（1 泊につき）

○その他

交付決定前に行った経費を対象としますが、申請書の内容等を精査した結果、補助対象とならない場合がありますので予めご了承ください。

6. 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内。なお、予算の範囲内で算定するため、要望額の全額が認められるとは限りません。

7. 補助の条件

- (1) 伊那谷文化芸術祭（11 月予定）で成果を披露すること。

※連合体での「技術向上事業」に関しては、団体毎の発表も可とします。

- (2) 参加者から参加費（受講料）を集めて実施すること

※この事業は、支援ありきではなく、団体等が主体的に行う事業を、より効果的に展開するために支援するものです。「補助金がいくらあるから、その分の活動を行えば良い」ではなく、「その補助金をもとに2倍、3倍の活動を」という考えで取り組む事業に対して支援します。よって、事業を実施する際は、必ず参加費（受講料）を集めて実施することとします。

- (3) 実施にあたっては、開催を広く告知し、団体構成員以外の市民を募集すること。また、市内小中学校等へ案内し学生にも広く募集すること

※学校間連携事業は除く

- (4) 普段の活動では招聘できない講師を招く活動であること

- (5) 広報物や印刷物等へ「令和8年度市民舞台芸術創造支援事業」を記載すること

8. 申請方法

必要書類を期限までに提出してください。

- (1) 提出書類：①事業補助金交付申請書（様式1）、②事業計画書（様式2）、③収支予算書（様式3）
④団体の名簿（任意様式）

※様式は飯田文化会館公式ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.iida.lg.jp/site/bunkakaikan/>

- (2) 提出期限：令和8年5月29日(金)必着

- (3) 提出先：飯田文化会館事業係 メール：ibunka@city.iida.nagano.jp

9. 審査及び審査基準

審査は、申請書やヒアリングなどの内容を基に審査のうえ補助額を決定します。

審査基準は、

- (1) 本事業の趣旨・目的に沿った内容であること
- (2) 事業計画が具体的であり、実現可能な事業であること
- (3) 事業開催を広く告知し、広く一般に開かれた事業であること。特に小・中・高校生が参加しやすい事業であること
- (4) 予算積算等が適切であること

10. 実績報告について

- (1) 事業終了後1ヶ月以内もしくは3月31日のいずれか早い日までに次の書類を提出いただきます。
 - ・実績報告書（様式1～5）
 - ・事業関係の領収書の写し（申請団体名の宛名入りの領収書とし、領収金額、内容、領収日、領収者住所・氏名・印を備えていることが必要です。）
 - ・添付資料（事業開催時や発表会等の記録写真、参加者募集時や発表会等のパンフ、新聞記事等）
- (2) 参加者名簿を提出ください。任意様式で構いません。
- (3) 補助額は、実績報告書と収支決算書の内容に基づき確認させていただき、額を確定します。なお交付決定額から減額することがあります。
- (4) 事業内容の変更や中止の場合は、速やかにご報告ください。

11. 補助金の交付取り消しについて

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。また、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還をお願いすることがあります。

- (1) 補助金を他の用途へ使用をしたとき
- (2) 事業の実施にあたって不正な行為があったと認められたとき
- (3) 事業の実施にあたって指示した事項に従わないとき

12. 情報の公開

補助の対象となった事業や補助対象者、事業の成果等は、飯田文化会館ホームページ等で公表します。

13. お問い合わせ・申請先

飯田文化会館 事業係 担当：福澤 長野県飯田市高羽町 5-5-1

TEL:0265-23-3552(平日 8:30～17:15) FAX:0265-23-3533 メール：ibunka@city.iida.nagano.jp